

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県天童市長

公表日

平成30年6月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	<p>国民年金は、日本国憲法第25条第2項(「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」)に規定する理念に基づき、すべての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度であり、この目的を達成するために、(業務上・業務外を問わず)国民の老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行うものである。(国民年金法第1条、第2条)</p> <p>事務の責任者は厚生労働大臣にあたるが、国民年金法第109条の4第1項に基づき、厚生労働大臣の権限に係る事務は日本年金機構に委任されている。</p> <p>市町村は、国民年金について下記の法定受託事務を行う。(国民年金法第12条第1～4項、国民年金法施行令第1条の2)</p> <p>①被保険者(第2号・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理、審査、報告 ②任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失申出の受理、審査、報告 ③任意脱退承認申請書の受理、報告 ④年金手帳再交付申請書の受理、報告 ⑤保険料の全額、一部免除、学生納付特例、納付猶予の申請の受理、審査、報告 ⑥付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出の受理、審査、報告 ⑦受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等の受理、審査、報告 ⑧第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書等の受理、審査、報告 ※上記「審査」とは、市町村の保有する公簿(戸籍簿、住民基本台帳、市町村税課税台帳等)により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況を確認することをいう。 ※上記「報告」とは、厚生労働大臣の権限に係る事務を受任している日本年金機構への報告である。</p> <p>上記国民年金の他に、老齢福祉年金、特別障害給付金に係る下記の事務も法定受託事務である。(老齢福祉年金支給規則、特別障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則)</p> <p>①老齢福祉年金受給者の氏名変更、住所変更届出の受理など ②特別障害給付金認定請求書の受理及び審査、報告 ③特別障害給付金受給者の氏名変更、住所変更届の受理など</p> <p>加えて、平成24年11月26日公布、平成29年4月1日施行予定の年金生活者支援給付金の支給に関する法律第三十八条、第三十九条に基づき、年金生活者支援給付金受給資格者及び世帯主等の所得情報を厚生労働大臣に報告する事務及び請求書を受理する事務がある。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記に挙げた市町村の事務並びに日本年金機構から市町村へ年金情報を伝達する際に使用される。</p>
③システムの名称	国民年金システム、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第九条(利用範囲) ・第十九条第一号及び第二号(特定個人情報の提供制限) ・別表第一の三十一及び八十三の項(第九条関係)</p> <p>※番号法別表第一の三十一及び八十三の項の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、上記法定受託事務等は市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	市民部市民課	
②所属長の役職名	市民課長 松田 健一	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	天童市総務部総務課 〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号 Tel 023-654-1111(内線312)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	天童市市民部市民課 〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号 Tel 023-654-1111(内線716、714)	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

